

特別支援教育の充実

～令和 3 年度 全市立中学校開設に向けた取り組み～

1 事業の目的

東京都では、通常の学級に在籍する発達に課題のある児童の支援を充実させるため、すべての市立小中学校に特別支援教室を開設することとしています。

本市では、平成 29 年度にすべての市立小学校に特別支援教室を開設しました。

令和 3 年度までに、すべての市立中学校での特別支援教室の開設に向けて準備を進めてまいります。

2 事業の概要

令和 3 年度までに、すべての市立中学校での特別支援教室の開設に向けて、中学校 5 校（田無第一中学校、田無第二中学校、田無第四中学校、柳沢中学校、明保中学校）の教室改修工事とすべての中学校への備品購入等の環境整備を行います。

3 予算額 9,884 千円

4 スケジュール

令和 2 年度 現在情緒障害等通級指導学級を設置している田無第二中学校、明保中学校の 2 校に加え、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の計 4 校をモデル校として試行実施
教室改修工事、備品購入等の環境整備

令和 3 年度 すべての市立中学校で特別支援教室を開設

【問い合わせ先】 教育部 学務課（TEL：042-420-2824）

資料のポイント

・本市の特別支援教室

主に個別指導を行うため、すべての中学校に設置する特別支援教室と、小集団指導を行うため、拠点校の中学校に設置する特別支援教室があります。

・特別支援教室設置による効果

- ① 特別支援教室では、コミュニケーションや社会性の力を伸ばす指導や、個に応じた学習や生活の課題に取り組むことができます。
- ② 生徒それぞれの課題に応じた指導により、生徒が学び方や生活の仕方を改善し自分にあった進路選択や社会的自立につながる支援の充実を図ります。